

豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する事務取扱規則

(趣旨)

第1条 本規則は、豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づきなされた豊橋市中高層共同住宅水道特別取扱契約に関し必要な事務取り扱い事項について定める。

(経過措置の運用)

第2条 要綱改正に伴う経過措置により規定された申請及び契約のうち、要綱改正の施行前にメーター交換等を行ったものについての申請及び契約は、施行後120日までは、改正前の要綱の規定による申請及び契約ができるものとし、改正後の要綱によりなされた申請及び契約とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。